

12. 治 山

(1) 治山事業の実績（工事費）

（単位＝工事費：千円）

年度・林業事務所別 事業名		14		15		16		17		
		箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	
治山事業	山地治山	16	509,021	14	391,657	9	317,527	14	431,193	
	内訳	復旧治山	5	160,862	2	67,060	1	48,538	2	50,212
		予防治山	11	348,159	12	324,597	8	268,989	12	380,981
		治山施設修繕								
	防災林造成※	9	460,010	6	297,311	6	287,079	5	244,123	
	内訳	海岸防災林造成	9	460,010	6	297,311	6	287,079	5	244,123
		保安林整備	14	94,500	15	51,100	13	34,400	12	51,220
	内訳	保安林改良	7	71,600	7	24,700	6	19,760	4	34,000
		保育	7	22,900	8	26,400	7	14,640	8	17,220
	防災対策総合治山※	1	42,580	1	108,221	1	120,320	1	68,120	
	内訳	地域防災対策総合治山	1	42,580	1	108,221	1	120,320	1	68,120
		水源地域整備※	3	93,586	2	75,269	1	42,294	2	77,807
	内訳	水源森林総合整備※	1	17,795						
		集落水源地域整備※	2	75,791	2	75,269	1	49,294	2	77,807
		奥地保安林保全緊急対策								
	環境保全保安林整備※	1	94,990		24,414	2	84,687	1	35,710	
	内訳	生活環境保全林整備	1	94,990		24,414	2	84,687	1	35,710
		環境防災林整備								
	地すべり防止	21	751,225	19	663,664	18	542,238	18	521,921	
内訳	地すべり防止（溪流）	21	751,225	19	663,664	18	542,238	18	521,921	
	地すべり防止（修繕）									
国有林野内補助治山										
内訳	国有林野内補助治山									
	小計	65	2,045,912	57	1,611,636	50	1,435,543	53	1,430,092	
県営単治山		1,380	1	2,610						
県単治山維持管理		47,273		29,492		35,087		26,950		
補助県単治山※	7	34,329	9	41,963	13	63,970	17	76,498		
小計	7	82,982	10	74,065	13	99,057	17	103,448		
計	72	2,128,894	67	1,685,701	63	1,534,600	70	1,533,540		
災害復旧事業	災害関連緊急治山									
	災害関連緊急地すべり防止									
	林地崩壊防止									
	林地荒廃防止施設災害復旧									
	林地荒廃防止施設災害関連									
	小計									
	県単林地荒廃防止施設災害復旧	17	116,148	35	141,597	27	126,589	36	132,311	
小計	17	116,148	35	141,597	27	126,589	36	132,311		
計	17	116,148	35	141,597	27	126,589	36	132,311		
合計	89	2,245,042	102	1,827,298	90	1,661,189	106	1,665,851		

箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	20年度林業事務所別内訳					
						北部林業		中部林業		南部林業	
箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
10	246,953	13	477,060	13	457,481	5	187,066	5	144,245	3	126,170
3	10,337	3	153,644	2	97,767	2	97,767				
7	236,616	10	323,416	11	359,714	3	89,299	5	144,245	3	126,170
8	207,791	8	121,270	8	234,628	6	199,174	1	19,582	1	15,872
8	207,791	8	121,270	8	234,628	6	199,174	1	19,582	1	15,872
9	52,915	11	88,430	9	45,060	3	21,529	1	5,979	5	17,552
4	40,000	6	78,338	5	38,033	1	18,894	1	5,979	3	13,160
5	12,915	5	10,092	4	7,027	2	2,635			2	4,392
1	44,842	1	85,720	2	44,668			1	32,540	1	12,128
1	44,842										
		1	85,720	2	44,668			1	32,540	1	12,128
1	34,500	1	24,045	1	17,140			1	17,140		
1	34,500	1	24,045	1	17,140			1	17,140		
14	463,577	17	471,145	8	334,598					8	334,598
14	463,577	17	471,145	8	334,598					8	334,598
43	1,050,578	51	1,267,670	42	1,133,575	14	407,769	9	219,486	19	506,320
	22,285		19,267		19,396		3,460		5,231		10,705
5	20,318	19	23,383	8	26,007	3	3,640	1	4,431	4	17,936
5	42,603	19	42,650	8	45,403	3	7,100	1	9,662	4	28,641
48	1,093,181	70	1,310,320	50	1,178,978	17	414,869	10	229,148	23	534,961
29	128,605	28	36,414	39	122,992	12	49,713	8	22,883	19	50,396
29	128,605	28	117,904	39	122,992	12	49,713	8	22,883	19	50,396
29	128,605	29	154,318	39	122,992	12	49,713	8	22,883	19	50,396
77	1,221,786	99	1,464,638	89	1,301,970	29	464,582	18	252,031	42	585,357

- 注1) 工事費は、実支出年度で集計（工事費＝本工事費等＋工事雑費、補助県単は補助対象額。前年度からの繰越分を含み、次年度への繰越分は除く。）。四捨五入しているため各項を合計した値と合計欄の値とは合わない場合がある。
- 2) 箇所数は、完了年度で集計（所謂工事に係るもので委託に係るものは考慮しない。前年度からの繰越分を含み、次年度への繰越分は除く。）。
- 3) 上表の※印の事業名が次のとおり変更されている。
 防災林造成及び環境保全保安林整備→(H14以降) 共生保安林整備 防災対策総合治山及び水源地域整備→(H14以降)
 水土保持治山 水源森林総合整備→(H17以降) 水源流域広域保全 集落水源地域整備→(H17以降) 水源流域地域保全
 補助県単治山→(H18以降) 小規模治山緊急整備
- 4) 海岸防災林造成事業には、緊急海岸防災林再生モデル事業を含む。

(2) 地すべり防止区域一覧表（林野庁所管）

（平成21年3月31日）

番号	区 域 名	面 積(ha)	指 定 年 月 日	所 在 地
1	荒 川	184.60	S 34. 6. 13	南房総市(旧富山町) 荒川
2	井野・川上	421.36	S 37. 8. 17 S 43. 8. 7	南房総市(旧富山町)井野、川上、二部、吉沢
3	川 代	138.50	S 37. 8. 17	鴨川市川代
4	細 野	298.64	S 37. 8. 17 S 42. 10. 3	鴨川市細野、宮山、北風原、平塚
5	法 明	151.06	S 37. 8. 17 S 43. 8. 7	鴨川市平塚
6	西	177.54	S 38. 5. 21	鴨川市西
7	上 小 原	199.25	S 38. 5. 26 S 44. 11. 24	鴨川市上小原、西
8	新 田	36.30	S 38. 5. 26	南房総市(旧和田町)布野、上三原、礎森
9	八 丁	222.71	S 40. 7. 17 S 49. 2. 18	鴨川市平塚、宮山、仲、大川面、西
10	引 越	207.71	S 40. 7. 17	鴨川市金束
11	畑 谷	169.86	S 42. 10. 3	鴨川市畑
12	貝 沢	55.31	S 44. 8. 7	南房総市(旧和田町)上三原
13	石 間 寺	84.87	S 44. 3. 31	鴨川市下小原、西
14	五 十 蔵	210.70	S 44. 11. 24	南房総市(旧和田町)五十蔵、布野、礎森
15	西 山	36.32	S 44. 11. 24	鴨川市西山、東江見、西江見、東真門
16	嶺 岡	389.26	S 44. 11. 24	南房総市(旧丸山町)大井(346ha)、 鴨川市平塚(43.26ha)
17	南 小 町	150.57	S 45. 9. 7	鴨川市西、南小町、上小原、仲、宮山
18	柴	76.25	S 45. 9. 7	南房総市(旧和田町)柴
19	宮 下	217.40	S 45. 12. 18	南房総市(旧丸山町)宮下、川谷
20	横尾・大川面	211.87	S 45. 12. 18	鴨川市横尾、大川面、宮山、成川
21	上 三 原	288.50	S 47. 12. 5	南房総市(旧和田町)布野、上三原、礎森
22	梨 沢	89.30	S 47. 12. 11	富津市梨沢
23	豆 木	171.91	S 49. 2. 18	鴨川市北風原、大幡
24	奈 良 林	85.86	S 49. 2. 18	鴨川市奈良林、釜沼、古畑
25	伊 予 ヱ 岳	140.92	S 49. 2. 18	南房総市(旧富山町)平久里中、荒川
26	大 川	218.90	S 52. 6. 6	南房総市(旧富山町)山田
27	下 沢	172.03	S 52. 6. 7	富津市山中
28	山 名	110.00	S 56. 5. 12	南房総市(旧三芳村)山名、増間、海老敷
29	大 帷 子 北	88.56	H 2. 10. 2	鋸南町大帷子、小保田、保田
30	山 田	116.52	H 4. 8. 5	南房総市(旧富山町)平久里中、平九里下、山田
計	(30区域)	5,122.58		(3市1町)

(3) 治山事業評価の実績

評価実施年度	事業区分	地区名	事業主体名	再評価＝採択年度事後評価＝完了年度	所在地(市町村名) ※市町村名は評価時のもの	評価対象要件 再＝再評価 後＝事後評価 下記の注の該当事項を付記	評価結果	備考
H11年度	海岸防災林造成事業	長谷	県	H6	八日市場市	再 ② 5年	継続	
		富津	県	H6	富津市	再 ② 5年	継続	
H15年度	地すべり防止事業	荒川	県	S35	富山町	再 ③ 5年	継続	
		井野・川上	県	S37	富山町	再 ③ 5年	継続	
		川代	県	S37	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		細野	県	S39	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		法明	県	S39	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		西	県	S38	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		上小原	県	S45	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		新田	県	S42	和田町	再 ③ 5年	継続	
		八丁	県	S40	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		引越	県	S41	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		畑谷	県	S42	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		貝沢	県	S43	和田町	再 ③ 5年	継続	
		五十嵐	県	S44	和田町	再 ③ 5年	継続	
		西山	県	S44	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		嶺岡	県	S44	鴨川市・丸山町	再 ③ 5年	継続	
		南小町	県	S46	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		柴	県	S45	和田町	再 ③ 5年	継続	
		宮下	県	S46	丸山町	再 ③ 5年	継続	
		横尾・大川面	県	S46	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		上三原	県	S48	和田町	再 ③ 5年	継続	
		奈良林	県	S50	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		豆木	県	S49	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
		伊予ヶ岳	県	S49	富山町	再 ③ 5年	継続	
		大川	県	S52	富山町	再 ③ 5年	継続	
山名	県	S57	三芳村	再 ③ 5年	継続			
大帷子北	県	H3	鋸南町	再 ③ 5年	継続			
山田	県	H4	富山町	再 ③ 5年	継続			
梨沢	県	S47	富津市	再 ③ 5年	継続			
下沢	県	S52	富津市	再 ③ 5年	継続			
H17年度	復旧治山事業	篠本	県	H11	光町	後 ①5年②1.2億円	適切	
	海岸防災林造成事業	ホ	県	H11	蓮沼村	後 ①5年②2.4億円	適切	
H18年度	海岸防災林造成事業	長谷	県	H12	匝瑳市	後 ①5年 ②4.8億円	適切	
H19年度	復旧治山事業	富田	県	H13	山武市	後 ①5年 ②2.9億円	適切	
H20年度	水源森林総合整備事業	戸面外2区入会	県	H14	市原市	後 ①5年 ③3.1億円	適切	
	復旧治山事業	坂	県	H14	多古町	後 ①5年 ②1.1億円	適切	
	地すべり防止事業	荒川	県	H12	南房総市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	上三原	県	S48	南房総市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	宮下	県	H12	南房総市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	川代	県	H14	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	上小原	県	H15	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	八丁	県	H13	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
地すべり防止事業	新田	県	H14	南房総市	再 ③ 5年	継続		

注：1) 千葉県農林水産部所管公共事業における再評価対象事業は次のとおり。ただし、該当年度に完了が見込まれる場合は対象外。

①事業採択後5年経過して未着工の事業。②事業採択後5年を経過して継続中の事業。③初回実施時期は①②の経過した日の属する年度とし、初回以降は5年経過毎。④その他、事業制度等から再評価が必要と判断された事業。

2) 千葉県農林水産部所管公共事業における事後評価対象事業は次のとおり。①事業完了後おおむね5カ年経過後の事業。②原則事業費1億円以上の事業(状況により5千万円以上の事業等)。

(4) 山地災害危険地区等の進捗状況

(平成21年3月31日)

国民別	危険地区分	平成20年度末予定既着手地区・箇所																未着手所				合計							
		概成				一部				未成				小計															
		A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計				
国有林	地すべり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山腹崩壊	1	2	1	4	0	4	0	4	0	0	0	0	1	6	1	8	0	1	0	1	1	7	1	9	1	7	1	9
	崩壊土砂流出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	2	1	4	0	4	0	4	0	0	0	0	1	6	1	8	0	1	0	1	1	7	1	9	1	7	1	9
	なだれ危険箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区																												
民有林 (民有林直轄施行地含む)	地すべり	4	4	1	9	81	77	26	184	4	25	9	38	89	106	36	231	4	20	19	43	93	126	55	274	93	126	55	274
	山腹崩壊	55	195	416	666	46	99	153	298	0	1	0	1	101	295	569	965	140	365	948	1,453	241	660	1,517	2,418	241	660	1,517	2,418
	崩壊土砂流出	1	7	11	19	4	33	53	89	0	0	0	0	5	40	64	109	3	23	35	61	8	63	99	170	8	63	99	170
	計	60	206	428	694	131	209	231	571	4	26	9	39	195	441	668	1,304	147	408	1,003	1,558	342	849	1,671	2,862	342	849	1,671	2,862
	なだれ危険箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区																				4								4
合計	地すべり	4	4	1	9	81	77	26	184	4	25	9	38	89	106	36	231	4	20	19	43	93	126	55	274	93	126	55	274
	山腹崩壊	56	197	417	670	46	103	153	302	0	1	0	1	102	301	570	973	140	366	948	1,454	242	667	1,518	2,427	242	667	1,518	2,427
	崩壊土砂流出	1	7	11	19	4	33	53	90	0	0	0	0	5	40	64	109	3	23	35	61	8	63	99	170	8	63	99	170
	計	61	208	429	698	131	213	232	575	4	26	9	39	196	447	700	1,313	147	409	1,002	1,558	343	856	1,672	2,871	343	856	1,672	2,871
	なだれ危険箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区																				4								4

国民別	危険地区分	着手率 (%)			
		A	B	C	計
国有林	地すべり	-	-	-	-
	山腹崩壊	100.0	85.7	100.0	89.9
	崩壊土砂流出	-	-	-	-
	計	100.0	85.7	100.0	89.9
	なだれ危険箇所	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区				
民有林 (民有林直轄施行地含む)	地すべり	95.7	84.1	65.5	85.2
	山腹崩壊	41.9	44.7	37.5	39.9
	崩壊土砂流出	62.5	63.5	64.6	64.1
	計	57.0	51.9	40.0	45.6
	なだれ危険箇所	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区				0
合計	地すべり	95.7	84.1	65.5	85.2
	山腹崩壊	42.1	45.1	37.5	40.1
	崩壊土砂流出	62.5	63.5	64.6	64.1
	計	57.1	52.2	41.9	45.7
	なだれ危険箇所	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区				0

注：1) 危険地区の危険度判定 (A～C) は山地災害危険地区調査要領による。

2) 概成とは、一連の工事が完了した場合をいい、一部概成とは、計画した一連の工事のうち一部の箇所に対する工事のみが完了した場合をいう。また、未成とは計画した工事の全部又は一部が完了していない場合をいう。

3) 「準用地区」とは、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区以外であっても、一定以上の危険度がある地区。(災害弱者関連施設周辺地区のみに適用)